



島根県報

平成25年5月7日（火）

号外第87号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成25年度地方の臨時種畜検査の実施

（食料安全推進課） 2

【教委公告】

島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

（義務教育課） 2

告 示**島根県告示第336号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成25年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成25年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

平成25年 5 月 25 日から平成26年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

教 育 委 員 会 公 告

平成26年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成25年 5 月 7 日

島根県教育委員会委員長 山 本 弘 正

1 目的

この試験は、平成26年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

2 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者が出願できます。

(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者

(2) 次表に定める募集種別・募集教科（科目等）の教員免許状等資格及び年齢等資格を有する者

区分	募集種別	募集人数	募集教科（科目等）	教員免許状等資格	年齢等資格
I	小 学 校	35人程度		●小学校教諭の普通免許状所有者	●昭和44年4月2日以降の出生者
		(※)		●小学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」の所有者	
II	中 学 校	20人程度	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	●中学校教諭の普通免許状所有者	
		若干名	特別支援教育担当	●中学校教諭の普通免許状所有者で、かつ盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援	

					学校教諭の普通免許 状所有者	
III	小 学 校	教諭	15人程度	/	●小学校教諭の普通免許 状所有者	●昭和44年4月2日以降の出生者 で、石見地域（大田市・江津市 ・浜田市・益田市・邑智郡・鹿 足郡）又は隠岐地域（隠岐郡） に限って勤務できる者
			(※)		●小学校教諭の普通免許 状所有者で、かつ 中学校教諭の普通免許 状「数学」又は 「理科」の所有者	
IV	中 学 校	教諭	10人程度	国語、社会、数学、英 語、保健体育	●中学校教諭の普通免許 状所有者	●昭和44年4月2日以降の出生者 で、石見地域（大田市・江津市 ・浜田市・益田市・邑智郡・鹿 足郡）に限って勤務できる者
V	小 ・ 中 学 校	教諭	5人程度 （区分III +IVの内 数）	/	●小学校教諭の普通免許 状所有者	●以下の要件を全てみたす者 ○昭和44年4月2日以降の出生者 ○国公立の小学校、中学校、高 等学校、中等教育学校又は特別 支援学校の教諭（正式採用）と して勤務中の者で、平成26年3 月末現在で1年以上の勤務経験 を有する者 ○石見地域（大田市・江津市・浜 田市・益田市・邑智郡・鹿足 郡）又は隠岐地域（隠岐郡）に 限って勤務できる者
			(※)		●小学校教諭の普通免許 状所有者で、かつ 中学校教諭の普通免許 状「数学」又は 「理科」の所有者	
				中 学 校	国語、社会、数 学、英語、保健体 育	●中学校教諭の普通免許 状所有者
VI	高 等 学 校	教諭	37人程度	国語、地理歴史、公 民、数学、理科（物理 ・化学・生物）、英 語、芸術（音楽）、家 庭、保健体育、農業、 工業（電気・機械・建	●高等学校教諭の普通 免許状所有者 ●「地理歴史」につい ては、高等学校教諭 の普通免許状「社 会」所有者も出願可	●昭和44年4月2日以降の出生者

				築)、商業、水産(機 関) ●「公民」について は、高等学校教諭の 普通免許状「公民」 及び「地理歴史」の 所有者又は高等学校 教諭の普通免許状 「社会」所有者 ●「水産(機関)」に ついては、高等学校 教諭の普通免許状 「商船」所有者も出 願可	
		教諭(特別 免許状)	農業、工業(電気・機 械・建築)、商業、水 産(機関)	●高等学校教諭の普通 免許状を有しない者 で、出願する教科に 関する社会的実務経 験を有する者	
		助教諭(臨 時免許状)	工業(電気・機械・建 築)	●高等学校教諭の普通 免許状を有しない者 で、大学(電気・機 械・建築)の正規の 課程(教員の免許状 授与の所要資格を得 させるための大学の 課程認定を受けたも のに限る。)を卒業 又は平成26年3月末 までに卒業見込の者 で、工業の関係科目 について58単位以上 を修得又は修得見込 の者	
VII	高 等 学 校	教諭	若 干 名 (区分VI の内数)	国語、地理歴史、公 民、数学、理科(物理 ・化学・生物)、英 語、芸術(音楽)、家 庭、保健体育 ●高等学校教諭の普通 免許状所有者 ●「地理歴史」につい ては、高等学校教諭 の普通免許状「社 会」所有者も出願可 ●「公民」について は、高等学校教諭の 普通免許状「公民」 及び「地理歴史」の	●昭和44年4月2日以降の出生者 で、採用から10年以上隠岐地域 (隠岐郡)に限って勤務できる 者

					所有者又は高等学校教諭の普通免許状「社会」所有者	
VIII	特別支援学校	教諭	30人程度	小学部	●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ小学校教諭の普通免許状所有者	●昭和44年4月2日以降の出生者
				中学部	●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「技術」所有者	
				中学部	●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該教科の中学校及び高等学校教諭の普通免許状所有者	
				高等部	●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ高等学校教諭の普通免許状「農業」所有者	
IX	養護教諭	16人程度			●養護教諭の普通免許状所有者	●昭和44年4月2日以降の出生者
X	栄養教諭	2人程度			●栄養教諭の普通免許状所有者	●昭和44年4月2日以降の出生者
XI	教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（教諭・講師等経験者を対象とした選考）	若干名（区分Ⅰ～Ⅹの内数）	区分Ⅵにおいては、農業、工業（電気・機械・建築）、水産（機関）	●以下の要件を全てみたす者 ○昭和34年4月2日～昭和49年4月1日の出生者 ○採用を希望する区分の教員免許状等資格を有する者 ○国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む）の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（正式採用）、講師・養護助教諭・学校栄養職員（非常勤を除く）として勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成26年3月末現在で5年以上の勤務経験を有する者		
XII	教諭・助教諭	3人程度		●以下の要件を全てみたす者		

・養護教諭・ 栄養教諭（身 体に障がいの ある者を対象 とした選考）	（区分Ⅰ ～Ⅹの外 数）	/	○採用を希望する区分の教員免許状等資格を有する者 ○採用を希望する区分の年齢等資格を有する者 ○身体障害者手帳の交付を受けている者 ○自力で通勤が可能な者 ○介助者なしで教員として職務の遂行が可能な者
------------------------------------------------	--------------------	---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（※）中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」を所有する小学校教諭の募集人数10人程度（区分Ⅰ＋Ⅲの内数）

備考 ・教員免許状等資格の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限ります。

・平成26年3月末までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。

・日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、上表募集種別欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。

3 第1次試験免除の取扱い

(1) 区分Ⅴに出願した者は、第1次試験を免除します。

(2) 区分Ⅺに出願した者は、第1次試験のうち、一般・教職教養試験（筆記試験）及び面接試験を免除します。

(3) 区分Ⅰ～Ⅺに出願した者で、以下の要件を全て満たす者は第1次試験を免除します。

①第2次試験選考結果のうち、「面接試験・模擬授業等」の段階がAで「平成26年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験免除について（通知）」が島根県教育委員会から送付されていること。

②平成25年度試験と同一区分に出願すること。

③出願時に、国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（正式採用）、講師・養護助教諭・学校栄養職員（非常勤を含む。）、実習助手、寄宿舎指導員として勤務していること。

4 出願手続

(1) 出願期間

平成25年5月17日（金）～5月29日（水）

（郵送の場合は、平成25年5月28日（火）の消印有効）

(2) 願書等の提出先

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁義務教育課

●提出の際は、別添の出願用封筒を使用してください。

●直接提出する場合の受付時間は、月～金曜日の9時から17時までとします。

(3) 留意事項

ア 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日連絡します。

イ 区分Ⅲ、Ⅴ（小学校に限る。）は、勤務地域を石見地域又は隠岐地域に限定して募集するものです。

ウ 区分Ⅳ、Ⅴ（中学校に限る。）は、勤務地域を石見地域に限定して募集するものです。

エ 区分Ⅵ高等学校教諭（特別免許状）の出願者については、社会的実務経験（5年程度）に関する書類の提出が必要です。このことについては、後日連絡します。

オ 区分Ⅶ（高等学校に限る）は、勤務地域を採用から10年以上隠岐地域に限定して募集するものです。

カ 区分Ⅺの出願者は、出願時に採用を希望する区分Ⅰ～Ⅹのいずれかを指定してください。

キ 区分Ⅻの出願者は、出願時に採用を希望する区分Ⅰ～Ⅹのいずれかを指定してください。

なお、障がいの程度に応じて、試験の一部の免除を行う場合があります。

ク 書類不備のものは、受け付けません。

ケ 3(3)の第1次試験免除者に該当する場合は、願書の該当欄に○印を記入してください。なお、「平成26年度島根

県立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験免除について（通知）」の写し（コピー）を提出してください。

(4) 提出書類

提出書類等		部数	
願書	●本県所定の用紙（D-1）を使用すること。（記入例はB-1～2）	1部	
基本データ入力票	●本県所定の用紙（E-1）を使用すること。（記入例はC-1～6）	1部	
受験票	●本県所定の用紙（F-1）を使用すること。	1部	
連絡用封筒	●のり付封筒（両面テープ貼付可）角形2号（33.2cm×24.0cm）を使用すること。 ●封筒の表に、郵便番号、住所、氏名（「様」を付ける。）を明記し、それぞれに360円分の切手を貼付すること。	2部	
在職証明書	区分Vの出願者	●国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭（正式採用）として勤務中であることを所定の様式により証明を受けること。ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者は、除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁義務教育課のホームページよりダウンロードすること。	1部
	区分XIの出願者	●国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む。）の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（正式採用）、講師・養護助教諭・学校栄養職員（非常勤を除く。）として平成26年3月末現在で5年以上勤務（通算）したことを所定の様式により証明を受けること。ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者又は勤務したことのある者は、除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁義務教育課のホームページよりダウンロードすること。	1部
	平成25年度の第2次試験選考結果等による第1次試験免除者	●国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（正式採用）、講師・養護助教諭・学校栄養職員（非常勤を含む。）、実習助手、寄宿舎指導員として勤務していることを所定の様式により証明を受けること。ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者は、除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁義務教育課のホームページよりダウンロードすること。	1部

5 選考試験

(1) 期日及び会場

ア 第1次試験

① 筆記試験

期日 平成25年7月13日（土）

会場 島根県立松江工業高等学校 松江市古志原4丁目1-10

島根県立松江東高等学校 松江市西川津町510

② 面接試験

期日 平成25年7月14日（日）・15日（月）

会場 くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1

※期日、会場及び携行品の詳細については、受験票送付の際に通知します。

イ 第2次試験

平成25年 8 月 25 日（日）～ 8 月 30 日（金）の予定です。詳細は第 1 次試験結果の通知の際に連絡します。

(2) 試験内容等

試験内容等	第 1 次試験		第 2 次試験		
試験日	7 月 13 日（土）		7 月 14 日（日） 7 月 15 日（月）	8 月 25 日（日）～ 8 月 30 日（金）の予定	
内容区分	筆記試験		面接	小論文	模擬授業 実技試験
I、IIIの小学校全校受験者	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養				●水泳実技 ●ピアノ実技
II、IVの中学校全校受験者（特別支援教育担当を除く。）	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養				○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○美術受験者は、美術実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○技術受験者は、技術実技 ○家庭受験者は、家庭実技
IIの中学校特別支援教育担当受験者	●特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養			
VI及びVIIの全受験者	●高等学校教諭として必要な各教科（科目等）の専門的知識や教養 ○理科（物理・化学・生物）受験者については、理科全般及び該当科目の専門的知識や教養				

	<p>○工業（電気・機械・建築）受験者については、工業全般及び該当分野の専門的知識や教養</p> <p>○水産（機関）受験者については、水産全般及び該当分野の専門的知識や教養</p>			<p>○家庭受験者は、家庭実技</p> <p>○商業受験者は、商業実技</p>
VIIIの 小学 全部 受験者 ・ 中学 ・ 高等 部	<p>●特別支援学校 教諭として必要 な専門的知識 や教養</p>	<p>●小学校教諭とし て必要な専門 的知識や教養</p> <p>●中・高等学校教 諭として必要 な各教科の専門 的知識や教養</p>		<p>●水泳実技</p> <p>●ピアノ実技</p> <p>○理科受験者は、理科実技</p> <p>○英語受験者は、英会話</p> <p>○音楽受験者は、音楽実技</p> <p>○美術受験者は、美術実技</p> <p>○保健体育受験者は、保健体育実技</p> <p>○技術受験者は、技術実技</p> <p>○家庭受験者は、家庭実技</p>
IXの 全受 験者	●養護教諭として必要な専門的知識や教養		ロールプレ イニング	●養護に関する実技
Xの 全受 験者	●栄養教諭として必要な専門的知識や教養		場面指導	
XIの 全受 験者	●出願時に指定した採用を希望する区分I～Xの内容を実施 ※一般教養・教職教養及び面接は免除		●出願時に指定した採用を希望する区分I～Xの内容を実施	
XIIの 全受 験者	●出願時に指定した採用を希望する区分I～Xの内容を実施 ※障がいの程度に応じて、試験の一部の免除を行う場合があります。		●出願時に指定した採用を希望する区分I～Xの内容を実施	

(3) 試験結果の通知

ア 第1次試験 平成25年8月6日（火）

イ 第2次試験 平成25年9月27日（金）

※いずれの場合も、午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。

あわせて義務教育課ホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoiku/>）に掲載します。

(4) その他

第2次試験受験者には、第2次試験日までに次の書類の提出を求めます。

提出書類等		部数
教員免許状の証明書等	<p>（免許状所有者）</p> <p>●所有する全ての普通免許状（願書に記入したもの）の授与証明書（授与された都道府県教育委員会へ申請すること。）。</p> <p>なお、免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類</p>	1部

	<p>を添付すること。ただし、島根県教育委員会において授与された普通免許状については、授与証明書の提出を必要としない。</p> <p>(免許状取得見込者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成26年3月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。 ●通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類（履修証明書等）。 	
学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●現に学校図書館司書教諭の資格を有する者のみ、文部科学大臣が授与した修了証書の写し（コピー）。 <p>なお、修了証書取得見込の者は、既に修得している単位修得証明書の写し（放送大学については成績通知書の写し）及び単位修得予定科目が分かるものを所定の様式に記入して提出すること。</p> <p>※様式は、島根県教育庁義務教育課のホームページよりダウンロードすること。</p>	1部

6 選考に当たって考慮する事項

- (1) 採用候補者の選考に当たっては、スポーツ、芸術、学術、国際貢献等、特に優れた実績・資格等を有していることを考慮します。
- (2) 教員採用候補者の選考に当たっては、学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有（平成26年3月末までに修了証書取得見込の者も所有者とみなします。）していることを考慮します。
- (3) 中学校教諭採用候補者の選考に当たっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (4) 高等学校教諭採用候補者の選考に当たっては、「情報」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (5) 高等学校教諭採用候補者（地理歴史）の選考に当たっては、「公民」又は「社会」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (6) 高等学校教諭採用候補者（水産）の選考に当たっては、複数の教科又は盲学校・聾学校・養護学校・特別支援学校の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (7) 特別支援学校教諭採用候補者の選考に当たっては、複数の種別・領域又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。

7 採用候補者名簿登載等

- (1) 第2次試験合格者を、平成26年度島根県公立学校教員採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載します。この場合、出願した区分と異なる区分に登載することがあります。
- (2) 名簿に登載された区分の校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (3) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成27年4月1日までとします。
- (4) 名簿登載者には、健康診断書の提出を求めます。
- (5) 現に大学院に在学中の者で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に専修免許状取得見込のものにあつては、名簿登載後の申し出により、名簿登載有効期間内での採用延期を認めます。
- (6) 区分VI高等学校教諭（特別免許状）の採用に当たっては、教育職員検定に合格し特別免許状の授与を受ける必要があります。
- (7) 区分VI高等学校助教諭（臨時免許状）の採用に当たっては、教育職員検定に合格し臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間（3年）内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は、自己負担とします。
- (8) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合

には、願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとにその結果を3段階で提供します。

- (9) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。
- (10) 選考に当たって考慮する事項に係る免許状等を取得できなかった場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。

8 その他

- (1) この選考試験に関する問合せ先は、次のとおりです。
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
島根県教育庁義務教育課 電話 (0852) 22-5422
島根県教育庁高校教育課 電話 (0852) 22-5411
- (2) 受験票が平成25年6月28日(金)までに届かない場合は連絡してください。
- (3) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書(はがき可)で届け出てください。ただし、出願種別・教科等の変更はできません。
- (4) 提出書類については、一切返却しません。